

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

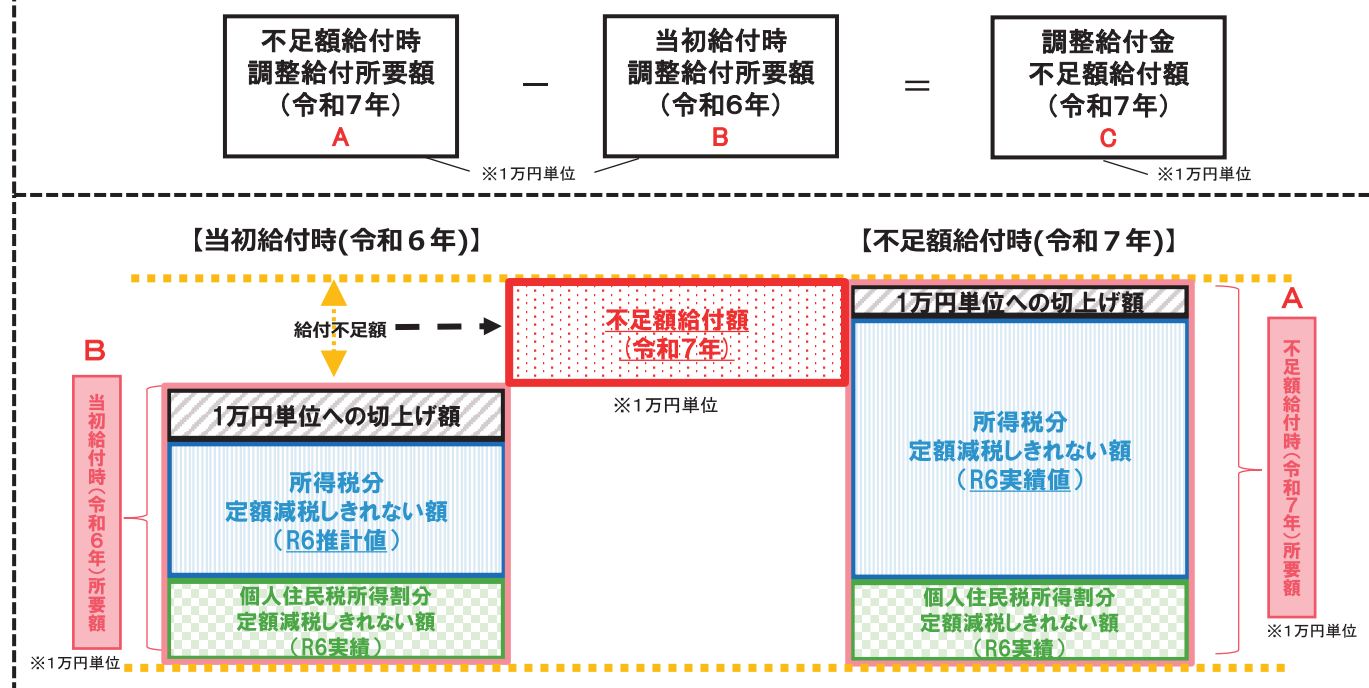
II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

（注）印西市では、令和6年9月～12月に「定額減税しきれないと見込まれた方」に対して、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額180.5万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

(1) ① 令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が印西市の方 ② 転入により、令和6年度課税団体が印西市以外の方

- ①の対象者の方には印西市※から確認書をお届けします。※令和7年度個人住民税課税団体
- ②の対象者の方のうち、市が転入前の自治体に照会し課税状況等が確認できた方には、順次、市から確認書をお届けします。
- 給付金を受け取るには**返信が必要**です。確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返信ください。
- ちば電子申請による手続きも可能です。
(右側の二次元コードからアクセスし、必要事項を入力してください。)
- 審査のうえ、順次、給付金を口座振込みいたします。
(印西市が確認書を**受理した日から4週間後**が目安です。)
- 受給要件に該当すると思われる方で、確認書が届かない場合は、**申請が必要**です。
- ①の対象者の方でマイナポータルに公金受取口座を登録している方には別途、支給通知ハガキを送付しています。



(2) 令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が転入により異なる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 令和6年中に印西市から転出された方であって給付対象となる方は、令和7年度課税団体に対し、申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。

II 個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある方であって、以下のいずれの要件も満たす方

- ・ 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ
(≡本人として定額減税対象外)
 - ・ 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の方、
合計所得金額48万円超の方(≡扶養親族等としても定額減税対象外)
 - ・ 低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
 - 令和7年度課税団体に対し、申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。

受付期間: 令和7年8月18日(月)～令和7年10月31日(金)

※窓口の提出は閉庁日(土日祝)を除きます。

(消印有効)

！給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

お問い合わせ先

印西市物価高騰重点支援給付金コールセンター(印西市役所1階)

受付時間 8:45～17:00(土日祝を除く) **☎050-5805-3817**



市ホームページ